

論 説

金融資産の譲渡に伴う回収サービス業務資産
及び負債の性質と会計処理

伊 藤 眞

目 次

はじめに

1. サービスターの回収サービス業務の性質と内容
 - (1) わが国のサービスターに係る制度と現状
 - (2) 回収サービス業務契約の性質
 - (3) 回収サービス業務のサービス内容
 2. 債権譲渡におけるサービス資産とサービス負債の会計処理
 3. サービス資産の性質と発生原因
 4. 米国基準におけるサービス資産等の内容に関する検討
 - (1) サービス資産とサービス負債に関する判断基準の用語の検討
 - (2) サービス対象資産からの収入のうち「金利のみのストリップ債権」の分離処理
 5. 米国基準におけるサービス負債の内容に関する検討
 6. サービス資産又はサービス負債の償却
 7. 債権譲渡に伴うサービス資産及びサービス負債の設例と仕訳による理解
 - (1) 回収サービス業務の対価が、通常得べかりし報酬と同額の場合
 - (2) 回収サービス業務の対価を通常得べかりし報酬より多く受取る場合
 - (3) 回収サービス業務の対価を通常得べかりし報酬より少なく設定する場合
 - (4) サービス対象債権が債務不履行を起こしたため、サービス業務コストが増加する場合
 8. 結論
- おわりに

は じ め に

1999 年 1 月に公表され 2000 年 4 月 1 以降に始まる事業年度から適用された我が国の金融商品に係る会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）の導入に伴い、金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品実務指針」という。）が 2000 年 1 月に公表された。この会計基準における金融資産の消滅の認識基準については、金融資産を構成する財務構成要素に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法である財務構成要素アプローチが採用された¹⁾。財務構成要素には、キャッシュ・

1) 金融商品に係る会計基準の設定に係る意見書 二 2(2)。

フロー、回収サービス権、信用リスク及びその他の要素として期限前償還リスク等がある²⁾。金融資産である債権の譲渡の主役はキャッシュ・フローである。債権譲渡の結果、当該債権の回収サービス権が譲渡人に存在する場合、それは、残存部分³⁾として扱われる。

譲渡債権の将来価値であるキャッシュ・フローのうち、金利部分(取得差額のある場合の償却額を含む。)のキャッシュ・フローから、回収サービス業務のコストは賄われることになる。

回収サービス業務を債権の譲渡人が行うか、独立した第三者が行うかは、本来は、どちらが効率よくリスク管理し回収額を最大化するか、というサービスの質と、どちらのサービス報酬額が安いかにより、譲受人、アレンジャー若しくはエージェント等が判断することになる。しかし、譲渡人が債権の流動化・証券化スキームを行う主体であり、通常、債務者を熟知しているため、譲渡人がサービサーになることも少なくない。

ここでは、回収サービス業務の性質、債権の譲渡人にサービス資産又はサービス負債が残った場合のその性質と会計処理について考察する。

なお、用語として、回収サービス業務資産及び回収サービス業務負債は、文章にたびたび出てくると長くて読みにくいこと、また、米国基準を引用するが、そこでは、servicing asset and servicing liability という用語が使用されており、直訳すれば、サービス提供に係る資産及び負債という単純明解な用語であること、この翻訳語としてサービス資産及びサービス負債⁴⁾が用いられていることを勘案し、この論文では、それぞれ、「サービス資産」及び「サービス負債」ということとする。ただし、引用においては、原用語を使用する。

1. サービサーの回収サービス業務の性質と内容

(1) わが国のサービサーに係る制度と現状

わが国には、1998年に設定され1999年に施行された債権管理回収業に関する特別措置法のもと、債権の回収サービス業務を専門に行うサービサー⁵⁾は存在するものの、米国と比べれば、はるかに少なく、活発な回収サービス業務の市場も存在しているとはいえない。したがって、通常得べかりし収益⁶⁾という回収サービス業務に係る収益若しくは報酬の時価も明らかとはいえない。それゆえ、実務上は、第三者間で締結された回収サービス業務に係る報酬は、明らかにおかしくない場合には、通常得べかりし収益と解されて処理されている。しかし、ここで

2) 金融商品会計実務指針第30項、第244項。

3) 金融商品会計実務指針第36項。

4) たとえば、「証券化とSPE連結の会計処理(金融商品のオフバランス取引を巡る実務)」荻茂生、中央経済社、2003年8月、17頁。

5) 回収サービス業務を行う企業を「サービサー」という。

6) 金融商品会計実務指針の用語である。FAS140では、適正報酬額と呼ばれている。

は、当該報酬の時価が入手若しくは合理的に計算できるものとして議論を進める。ただし、この場合の時価という用語は、本論文において、金融資産の時価とは異なり、サービス市場で標準的な複数のサービスが提示する報酬（標準的な利益を含む。）の意味で用いる。

(2) 回収サービス業務契約の性質

譲渡人が債権譲渡時に引き受ける回収サービス業務契約は、サービス提供契約であり、金融商品ではない。また、その報酬は、一般的なサービス業と同様に、取引を熟知した独立第三者間で契約が成立する場合、標準的な利益を含む市場価格に基づく回収サービス業務の対価であって、回収サービス業務の提供によって収益認識するとともに、契約の決済条件に基づき現金を回収する。また、当該回収サービス業務のコストは、当該回収サービス業務の提供に応じて発生する。言い換えれば、譲渡人の回収サービス業務の引受けから生じる取引は、債権譲渡と同時に行われる回収サービス業務契約締結時において、将来におけるサービスの提供を行う結果発生するはずの収益であり、そのサービス提供のために発生する費用は将来におけるサービス収益に応じて発生し、そのサービス提供期間に費用計上するものであるから、将来事象であり、契約時には、契約の経済的価値は存在するものの、会計上認識すべき当該回収サービス業務自体の価値は未だ存在していないと考えられる。このことは、譲渡人ではない第三者が、回収サービス業務を引き受ける場合と同様と考えられる。したがって、契約額が市場価格であるこのような契約には、譲渡人に譲渡債権に係る契約上の回収サービス権は存在するものの、会計上、譲渡債権の留保部分というものはなく、すなわち、その権利の価値は会計上ゼロと考えられる。

なお、債権により管理回収サービスの質と量（手数）は異なるから、回収サービス業務の時価は、債権の種類、たとえば、一般の貸付金、住宅ローン、クレジット・カード・ローン、売掛金等により異なり、信用リスクに係る債権区分、たとえば、正常債権、要注意債権、要管理債権、貸倒懸念債権、破綻更生債権により、また、長短、あるいは、リボルビング契約か、リサイクル契約等の契約内容により異なると考えられる。

(3) 回収サービス業務のサービス内容

保有債権に係る管理回収業務と譲渡債権に係る回収サービス業務の業務内容⁷⁾を比較すると、下記図表のとおりである。譲渡債権に係る回収サービス業務は、保有債権と同様の管理回収業務に加えて、回収した現金の管理(エスクロー口座⁸⁾)、回収から送金までの間の一時的運用、

7) FAS140 第 61 項(Current Text F35.104)。わが国の金融商品実務指針には、サービス業務について、管理回収等のサービス業務としか述べられていないので、ここでは実務指針のベースとなったと解される FAS140 の解説を用いる。

8) 債権の譲渡において、消滅の認識要件の一つに法的隔離が要求されているが、回収代金を譲受人へ送金する
(次頁に続く)

保証人・信託受託者その他サービス提供者への支払、債権の受益持分保有者への元利の送金等、新たな業務（図表の下線部分）が発生する。したがって、サービサーの回収サービス業務コストは、保有債権の管理回収コストよりも、このような新たな業務の分だけよけいにかかることになると思われる。

なお、新しい業務に係る収益費用と保有していた場合の業務に係る収益費用を分離して、留保部分は、保有していた場合の業務に限定して会計処理する考え方もありうるが、測定も難しく複雑になり実務的ではないと思われる。

図表 1 . 保有債権の管理回収業務と譲渡債権の回収サービス業務の比較

保有債権の管理回収業務	譲渡債権の回収サービス業務
債務者からの元本・利息の回収 エスクロー口座からの税金・保険料の支払い ⁹⁾ 延滞状況のモニタリング 必要な場合の担保権の実行 会計記録の作成	債務者からの元本・利息の回収、 <u>エスクロー</u> <u>口座への供託</u> エスクロー口座からの税金・保険料の支払 い延滞状況のモニタリング 必要な場合の担保権の実行 <u>配分までの期間の一時的な投資</u> <u>保証人、信託受託者、その他のサービス提</u> <u>供者への報酬の送金</u> <u>受益権保有者のための会計記録の作成と報</u> <u>告</u> 受益権保有者への元利の送金

2 . 債権譲渡におけるサービス資産とサービス負債の会計処理

金融商品実務指針によれば、金融資産の譲渡に伴い、譲渡人が回収サービス業務を留保した場合に適用される、金融資産の消滅の認識時の財務構成要素の残存部分と新たな資産・負債の判定基準及び会計処理は次のとおりである（下線は筆者による。）。

金融資産が消滅した時に、譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合がある。それ

までの期間、エスクロー口座に預けておくのは、この法的隔離の考え方を満たすものと考えられる。

9) FAS65 第 34 項の *sevicng*（回収サービス業務）の定義では、抵当不動産の固定資産税及び保険の支払という表現となっている。

が消滅した金融資産と実質的に同様の資産若しくはその構成要素（譲渡とみなされない場合の代替資産を含む。）例えば特別目的会社の発行する証券等の金融資産（デリバティブを除く。）であるか、又は回収サービス権であれば「残存部分」であり、異種の資産であれば「新たな資産」の取得となる。また、それが何らかの義務であれば「新たな負債」となり、さらにデリバティブであれば「新たな資産又は負債」の発生となる¹⁰⁾。

金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合の譲渡損益は、次のように計算した譲渡金額から譲渡原価を差し引いたものである。譲渡金額は、譲渡に伴う入金額に新たに発生した資産の時価を加え、新たに発生した負債の時価を控除したものである。譲渡原価は、金融資産の消滅直前の帳簿価額を譲渡した金融資産の譲渡部分の時価と「残存部分」の時価で按分した結果、譲渡部分に配分されたものである。なお、譲渡金融資産の帳簿価額のうち按分計算により残存部分に配分した金額を当該残存部分の計上価額とし、新たに発生した資産及び負債は譲渡時の時価により計上する¹¹⁾。

金融資産の消滅に伴って留保した回収サービス業務について、管理回収等のサービス業務提供に伴う実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合には、上記に従って残存部分である回収サービス業務資産の計上価額を決定し、実際の収益が通常得べかりし収益を下回る場合には、下回る部分の時価を新たに発生した回収サービス業務負債として認識する。ただし、重要性のない場合には、回収サービス業務資産及び負債の計上は要しない。

回収サービス業務資産又は負債は、未収収益又は前受収益（サービス期間が1年超の場合には長期未収収益又は長期前受収益）として計上し、サービスの対象となる残高又は件数に比例して、サービス期間にわたり償却する。

資産計上後、回収サービス業務資産に著しい価値の下落があった場合には回収可能額まで評価減する。また、回収サービス業務負債が著しく増加する場合には、当該増加を当期の損失として認識する¹²⁾。

これらの記述から、回収サービス権は残存部分であり、譲渡部分の時価と残存部分の時価で金融資産の消滅直前の帳簿価額を按分し、譲渡原価と残存簿価を計算する。一方、実際の回収

10) 金融商品会計実務指針第36項。

11) 金融商品会計実務指針第37項。

12) 金融商品会計実務指針第39項。

サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合には、上記時価按分により残存部分である回収サービス業務資産の計上価額を決定し、実際の収益が通常得べかりし収益を下回る場合には、下回る部分の時価を新たに発生した回収サービス業務負債として認識するとされている。譲渡人が金融資産の譲渡に伴い回収サービス業務を留保することが、回収サービス権¹³⁾を有することと解される。しかし、この回収サービス権は、いつでも残存部分であり、時価に基づく譲渡債権の簿価按分の結果、資産となるのか、あるいは、実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合にのみ、その差額の時価が残存部分となるのかが必ずしも明らかではない。

1(2)で述べたとおり、譲渡人が引き受けた回収サービス業務は、契約締結時において、将来サービスを提供することから生じる収益と費用、すなわち、将来事象であり、会計上認識すべき経済的価値は未だ存在していないと考えられる。したがって、契約額(契約上明記された実際の回収サービス業務収益)が時価(通常得べかりし収益)と等しい契約には、譲渡人に譲渡債権に係る契約上の回収サービス権は留保されているものの、譲渡債権の消滅直前の帳簿価額の留保部分というものはない、言い換えれば、その権利の価値は会計上存在せず、測定額はゼロになると解される。このように考えると、実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合にのみ残存部分が生じると解すべきものと考えられる。この場合、譲渡金融資産の帳簿価額の簿価按分の基準となる時価とは、両者の差額の時価と解される。この差額の時価は、言い換えれば、評価差額である。

なお、「実際の回収サービス収益」と「通常得べかりし収益」との差額の時価とは、各キャッシュ・フローの現在価値の差額と解される。

さらに、金融商品会計基準及び同実務指針の基礎の一つと解される FAS140 において、括弧書きで、「状況が変化すれば、サービス資産(a servicing asset)がサービス負債(a servicing liability)になるかもしれない、あるいはその逆のことが生じるかもしれない、そして、サービス提供に伴う便益が、サービサーに対し回収サービス業務の責任の対価を支払うのにちょうど適正なもの(just adequate to compensate)であるならば、回収サービス業務の当初認識の測定はゼロかもしれない(may be zero)¹⁴⁾。」とあることから、このような考え方は妥当と考えられる。

以上の検討結果から、金融商品実務指針の金融資産の消滅に伴って留保した回収サービス業務については、次のように認識測定することになる。なお、管理回収等のサービス業務提供に

13) FAS65 第2項では、「サービス業務報酬がサービス業務機能を遂行するコストを超過する場合、その不動産抵当ローンにサービス業務を提供する現存の契約上の権利は経済的価値を有する。その価値ゆえ、当該サービス業務提供する権利はしばしば売買されてきた」と解説されている。

14) FAS140 第62項(Current Text F35 第105項)。

伴う「通常得べかりし収益」とは、前述のとおり、回収サービス市場が存在する場合に、そこで成立する収益の額、すなわち時価と解される。

実際の収益が通常得べかりし収益と同額の場合には、両者の差額はゼロであり、サービス資産もサービス負債も発生しない。

管理回収等のサービス業務提供に伴う実際の回収サービス業務収益が通常得べかりし収益を上回る場合には、その上回る部分を残存部分として、その時価（実際の回収サービス業務収益と、時価と解される通常得べかりし収益との差額の時価相当額）、と金融資産の譲渡部分の時価で、金融資産の消滅直前の帳簿価額を按分した結果、残存部分に配分した金額をサービス資産の計上価額とする。

実際の収益が通常得べかりし収益を下回る場合には、下回る部分の時価（通常得べかりし収益と実際の回収サービス業務収益との差額の時価相当額）を新たに発生したサービス負債として認識する。

さて、このようにして計算したサービス資産に係る譲渡債権の簿価の時価按分額は、譲渡原価を減額することになり、また、サービス負債は新たな負債として、現金入金額である譲渡収益額を減額することを通じて、譲渡損益に影響を与える。したがって、サービス資産及びサービス負債の適正な計算は、譲渡損益の適正な損益計算と表裏一体をなしている。

一般的な金融資産のサービス資産・負債の会計処理の検討基礎となった、FAS65「特定の不動産抵当権付ローン銀行の活動」において、回収サービス業務報酬は次のように説明されている。

「回収サービス業務を留保して不動産抵当権付ローンが譲渡され、その明記されたサービス業務報酬料率が、現行の（通常の）サービス業務報酬料率（a current (normal) servicing fee rate）と大きく異なるならば、譲渡損益を決定するために、そして、その後の各年度において通常の回収サービス業務報酬の認識を行うため、その譲渡金額は、修正しなければならない。その修正金額は、実際の譲渡金額と、通常のサービス業務報酬料率が特定されたならば入手できる見積譲渡金額との差額である。その修正額と認識すべき損益は、不動産抵当権付ローンが譲渡された日現在で決定される¹⁵⁾。」

また、FAS140の結論の背景において、「この変更（通常のサービス業務報酬料率（normal servicing fee rate）の定義を改訂すること）は、通常のサービス業務報酬料率がわからないため、債権譲渡における利益を過小又は損失を過大に認識しなければならないことよりも、その他の貸付金や債権（オート・ローン、クレジット・カード残高のような）のサービサーに、回収サービス業務に高度に発展したセカンダリー市場が存在していなくとも、サービサーが通常のサービス業務報酬料率を設定し、不動産抵当権付ローン以外の回収サービス権に、不動産抵当権付ローンの回収

15) FAS65 第 11 項。これは FAS122 第 112 において引用されている。

サービス業務の処理方法を適用する機会を与えることになる¹⁶⁾」と解説されている。

このような米国基準の考え方は、実際の回収サービス業務報酬が、通常の回収サービス業務報酬を超過若しくは下回った場合、その差額を修正することによって適正な譲渡損益の計算を行うことを意図していることを示している。

3. サービス資産の性質と発生原因

サービス資産は、将来において譲受人に譲渡債権の管理回収サービスを提供することに関わるものであるから、金融資産ではない。しかし、管理回収業務自体は、金銭債権・公社債等すべての金融資産に内包され、当該資産の譲渡において契約上、譲渡人にその業務が留保される場合、内包されていた当該金融資産から切り離されて、契約上のサービス業務報酬と当該業務の時価との差額が、別個の資産又は負債として切り出され、顕在化するものと考えられる¹⁷⁾。

前述のとおり、サービサー市場が活発であり、競争が十分働いているならば、独立したサービサーが回収サービス業務のみを引き受ける場合と債権の譲渡に伴い譲渡人が、当該業務を行う場合とも同一の報酬額になるよう市場の力が働くと考えられる。そのような状況の下では、譲渡人のサービス業務報酬額が、その時価と等しくなるから、その差額すなわち価値はゼロであり、サービス資産の測定額はゼロ、すなわち、サービス資産もサービス負債も発生しないことになる。

米国では、一般的に、サービサーがサービスを提供して得る便益(benefits)は、回収サービス業務の適正な報酬(adequate compensation: 本論文におけるサービス提供に係る時価と同義と解される。)を上回ることが予期され、その契約は結果としてサービス資産となる¹⁸⁾と説明されている。

回収サービス業務の熟練度・効率性(スキル)は、企業によって異なるが、それは、各企業の自己創設のれんである。

金融商品と非金融商品である営業資産の区分基準は、主観のれんの有無であり、営業資産のみが主観のれんを有し、両者の区分基準は、金融商品の特性である将来キャッシュ・フローに係る契約性の有無に帰結する¹⁹⁾と考えられる。

この考え方に基けば、金融資産の消滅時にその帳簿価額を時価で消滅部分と残存部分に按分するのは、既に認識した金融資産(主観のれんはない。)の帳簿価額から、回収サービス業務に

16) FAS140 第285項。

17) FAS140 第61項(Current Text F35 第104項)では、「サービシング(回収サービス業務)は、すべての金融資産に内包され、譲渡又は証券化により、サービシングの留保、又は購入若しくは引き受けによって、その基礎となる資産から契約上切り離されたときにだけ、別個の資産又は負債になる。」と説明されている。

18) FAS140 第62項(Current Text F35 第105項)。

19) 金融商品会計論 - キャッシュフローとリスクの会計 吉田康英 2003年11月15日発行、税務経理協会 98頁。

係る部分を、「実際の契約額」と「サービス業務報酬（非金融資産である。）の時価」との差額に係る時価と、譲渡金融資産の時価に基づいて、切り出すとともに、金融資産の譲渡部分の譲渡原価を算定し、譲渡金融資産の譲渡損益を適正に計算する作業と解される。

また、サービス業務報酬の時価は、サービス取引市場における標準的なコストと標準的な利益から構成されていると解される²⁰⁾。この標準的なコスト及び標準的な利益と回収サービス提供者の実際のコスト及び利益は、異なりうる。たとえば、契約報酬額が時価と等しいときに、回収サービス業務のスキルが高く、通常のサービスよりもコストがかからない場合、その差はサービス提供者の自己創設のれんに属するものと解され、サービス提供時の利益として、認識することになる。すなわち、サービス提供者の回収サービスに係るのれんが、通常のコストの削減という形であれば、サービス資産は発生しない。

一方、自己創設のれんが契約上、適正な報酬額を上回る形で契約された場合には、会計処理上、その上回った額の時価に基づく譲渡債権の簿価の時価按分額がサービス資産として計上されることになってしまう。

実際の報酬額が時価である適正報酬を上回るのは、債権の譲渡又は証券化において、譲渡人は、そのオリジネーターであり、特別目的会社²¹⁾を用いて、サービス業務報酬額の設定に裁量を働かせることができる余地があること、他方、譲受人である投資家は、債権若しくは小口化された債券の時価には敏感であるが、サービス業務報酬（一般的に債権金額に対するパーセントで示される²²⁾）については、明らかに高くない限り、クレームしないことが考えられる。また、原債権からの受取利率が譲受人への支払利率を上回る場合、譲受人は、自らが受取る利率が自ら考える時価と比べ遜色ない場合、原債権との利差については、関心を持たないかもしれない。一方、譲渡人は、将来債権が延滞することから生じる回収サービス業務コストの増大に備えるためクッションを取ろうと考えるかもしれない。

その超過額の発生原因としては、次のようなケースが考えられる。

債権譲渡損益と譲渡価額の調整、言い換えれば、債権譲渡金額を減らし、回収サービス業務報酬の金額を高くする。この場合、第三者間取引を前提とした等価交換であれば、契約上の債権の譲渡対価は、債権の時価と比べその分少なくなっているはずである。

20) FAS140 第 364 項においては、適正な報酬とは、サービス提供に伴う便益(benefits)の金額であって、替わりとなるサービス提供者に適正な報酬を与えるものであり、市場で要求される利益を含んだものであると定義されている。

21) 米国では、特別目的事業体 (special purpose entity) と QSPE (非連結とするのに適格な (qualified) SPE) と 2 つの SPE を用いて債権譲渡若しくは債券化が行われている。

22) FAS65 第 2 項。

通常得べかりし報酬に、貸付金等の相当額の直接間接の初期費用²³⁾の見合い分が加算される。この場合、と同様に、債権の譲渡対価は、債権の時価と比べその分少なくなっているはずである。

譲受人は、債権を時価で購入しているが、そこから回収できるキャッシュ・フローが通常のサービサーよりも多いため（貸倒損失が相対的に少ないため）、その余剰分の一定割合をサービサーに支払う。

サービス市場の不完全競争、情報の不透明性等の歪みから、譲渡人がサービサーとして、時価よりも高い報酬額を得る。

のケースをもう少し検討してみよう。回収サービス市場が発達しサービスの時価が明らか
な米国においては、譲渡人の譲渡対象債権の回収サービス内容が優れているため、これを譲受人が評価し、サービス業務報酬が市場の適正報酬（標準的なサービサーの回収サービス・コストに市場で要求される利益を加えたもの。）を上回ることがある。このような差益額は、回収サービス業務に係る譲渡人のスキル及びノウハウ等に基づく無形固定資産的なものから生じると考えられ、残存部分と解する考え方もあるようである。

このような考え方は、FAS65 第 16 項（1982 年 9 月）において、自己保有勘定以外の不動産
抵当権付ローンに係る回収サービス権は、不動産抵当権付ローンの購入時又は企業結合時に当該ローン等とは区別して獲得された無形資産として言及されていたことから生じたものと解される。しかし、購入した回収サービス権と債権譲渡に伴う回収サービス権は性質が異なると考える。また、FAS65 が、FAS122（1995 年 5 月）で改訂されたときに、このサービス業務提供の権利を無形資産として言及する部分は削除された²⁴⁾。これは、ほとんどの他の資産に関し同様の性格付けがなされていないときに、不動産抵当権付ローンの回収サービス権を無形資産又は有形資産として性格付けることは必要ないと財務会計基準理事会（FASB）が決定したためである。しかし、この言及の削除は、不動産抵当権付ローンの回収サービス権が有形資産であるか、又は無形資産であるかということを意味するものではないと解説されている²⁵⁾。

この超過部分が、譲渡債権の時価とは別に、サービス業務報酬に追加して支払われるのならば、譲渡債権とは独立した要素であり、差別化による超過収益力に対する報酬と解される。しかし、債権譲渡時にのれんを認識するというのは、のれんの性格から説得力がないように思われる。したがって、通常の商品の販売と同様にサービス提供時に収益認識すればよく、当該超

23) わが国では貸し付けるときに係る直接間接の費用は、その発生時に損益に計上するが、米国では、直接コストは貸付金の存在期間に配分する。

24) FAS122 第 19 項。

25) FAS122 第 19 項。

過額の時価に基づく簿価按分額をサービス資産として認識すべきではないと考える。

また、 についても、市場の歪み・不透明性等に基づく譲渡人ののれんから生じたもので、同じ性質のものと考えられるため、超過額の時価に基づく簿価按分額をサービス資産として計上するのは疑問である。

譲渡代金の一部が振替え（キャッシュ・フローの譲渡代金の調整）、又は 譲渡代金のうち初期費用相当額の回収サービス業務報酬への振替えについては、当該後払譲渡代金又は初期費用相当額に係る譲渡代金が入金していないため、厳密には債権の一部の譲渡が行われていないもの（残存部分）と解される。この場合、サービス収入の入金に伴いその譲渡（譲渡人が、譲受人又はその代理人と回収サービス業務契約を締結している場合）が実行されていく、あるいは、留保部分の元利の入金（譲渡人が、譲受人から独立した特別目的会社と回収サービス業務契約を締結している場合）として扱うことになる。

回収サービスの提供と回収サービスの収入の入金に対応している場合、この性質のサービス資産はサービスの提供に応じて費用化すれば、計上科目名の問題を除けば、損益は適正に処理される。なお、 の経済実態としての性質は、厳密には、サービス資産ではなく、譲渡債権のうちキャッシュ・フローの未引渡部分、すなわち債権自体の留保部分と考えられる。

金融商品実務指針では「回収サービス業務資産は、未収収益（サービス期間が1年超の場合には長期未収収益）として計上する」とされているが、実際の収益が通常得べかりし収益を上回る差額の時価に基づき譲渡債権の帳簿価額を按分して計算したサービス資産は、前述のとおり譲渡債権の残存部分であり、未収収益ではないと解される。この計算構造においては、契約上の収益額が通常得べかりし収益を上回る差額の時価が、債権の未引渡部分の時価評価差額であり、譲渡が行われた場合の譲渡利益に該当すると解される。しかし、当該未引渡部分は未入金であり、留保部分として処理されるから、入金時に当該譲渡純利益が生じることになる譲渡債権の帳簿価額の時価按分部分の科目として「未収収益」は不適切と考えられる。

4. 米国基準におけるサービス資産等の内容に関する検討

米国基準のサービス資産・負債の会計処理は、次のとおりであり、基本的な考え方は、これを基にした日本基準と同じものと解される。また、国際会計基準の会計処理も同じものと解される²⁶⁾。

26) IAS39 第 24 項及び第 27 項において、認識の中止要件を満たす金融資産の譲渡を行った企業が回収サービス権を留保した場合には、受け取る報酬がサービス提供に対し適正な報酬を期待できない場合、サービス負債を認識を認識し、上回る場合、金融資産の帳簿価額の公正価値按分に基づきサービス資産を認識するとされている。

各サービス業務契約は、結果として、サービス資産又はサービス負債になる。サービス提供に伴う便益が、回収サービス業務を遂行するサービス提供者に対する適正な報酬を上回ると期待される場合、当該契約はサービス資産となる。しかし、サービス提供に伴う便益が、回収サービス業務を遂行するサービス提供者に対し適正な報酬を支払うことが期待されない場合、当該契約はサービス負債となる²⁷⁾。

(1) サービス資産とサービス負債に関する判断基準の用語の検討

ここで、サービス資産とサービス負債の判断基準は、「サービス提供に伴う便益 (benefits of servicing)」と「適正な報酬 (adequate compensation)」との比較で決定されるが、この2つの用語に使用されている単語が異なっている。各々の範囲が同じなのかどうかにより、議論の展開が異なってくるので、両者の定義を検討してみる（下線は筆者による）。

- とは、 (contractually specified servicing fees), 遅延金 (late charges) 及びその他の付随的な収益源 (フロート²⁸⁾ を含む。) (other ancillary sources, including "float,") である。それは、サービス提供者が、回収サービス業務を遂行することによって初めて受け取る権利を付与されたすべてである (all of which it is entitled to receive only if performs the servicing)²⁹⁾。
- とは、万一、替わりのサービス提供者が要請されたならば、その代替りのサービス提供者に対し適正な対価を支払うことになる サービス提供に伴う便益 の金額であり、市場で要求される利益を含む³⁰⁾。

上記の用語の定義の比較から、適正な報酬とは、替わりのサービス提供者が獲得できるサービス提供に伴う便益の金額（市場で要求される利益を含む適正な対価）であるから、譲渡人の「サービス提供に伴う便益」と「適正な報酬」の範囲は同一であることがわかる。

譲受人が、譲受資産のすべてのリスクと便益を引き受ける場合、債務者の支払い遅延から生じる延滞金も、余資運用であるフロートも譲受人の権利の対象となり、譲渡人には発生しないように思われるが、契約により、受取期日と支払期日に差がある場合の浮き資金運用益とその期間に発生した債務者の延滞金は、サービス提供者である譲渡人の収益になりうる。その期間後に生じた延滞期間の延滞金は、契約によるが、一般的には譲受人に属するものと考えられる。

次に、サービス提供に伴う便益の本質的な要素である「契約上明記されたサービス業務報酬」

27) FAS140 第 62 項(Current Text F35 第 105 項)。

28) フロートは、債権回収の入金日から譲受人への送金日までの浮いた資金の運用益である。

29) FAS140 第 364 項(Current Text F35 第 402 項)。

30) FAS140 第 364 項(Current Text F35 第 401 項)。

の定義は、次のとおりである。

- とは、もし、サービス対象資産の利益を享受する（beneficial）所有者（又はその受託者又は代理人）が契約の下で実際又は潜在的な権限を行使することによって、他のサービスに回収サービス業務を移すならば、金融資産の回収サービス業務を提供するのと交換に契約による当該サービスに対し支払われるべきすべての金額である。サービス業務契約によるが、これらの報酬はサービス対象資産から回収できる利率とその資産の利益を享受する所有者に支払われる利率との差額の一部又はすべてを含むかもしれない³¹⁾。

以上から、契約上明記されサービス業務報酬は、サービスの交替を仮定した場合に新しく引き受けたサービスに対し支払われることになる報酬金額であって、時価である市場価格又は合理的に計算できる報酬額のイメージが投影されていると解することができる。

このように分析してみると、実際の「サービス提供に伴う便益」と時価である「適正な報酬」の範囲は同一であり、両者を構成する主たる内容である「契約上明記されサービス業務報酬」は時価であるから同一で、遅延金等それ以外の付随的な収益源もその内容が明らかであり見積もることができれば、時価に収斂するから、「サービス提供に伴う便益」と「適正な報酬」は一致し、サービス資産又はサービス負債の発生する余地はないと思われる。

しかし、前述のとおり、FAS140においては、「サービス提供に伴う便益」は、一般的に「適正な報酬」を上回ることが予期されると説明されており、また、「サービス提供に伴う便益」が「適正な報酬」であるならば、回収サービス業務の測定はゼロかもしれない、というように両者が一致するのは、むしろ例外的な表現となっている。いずれにせよ、適正な報酬を上回る実際の報酬の発生する原因は、市場における競争と情報の透明性を前提とすれば、3で述べた～ 以外には考えられない。

なお、サービス資産の減損については、日本基準と同様に、公正価値に基づいて評価を行い³²⁾、減損に該当すれば減損処理することになる。

(2) サービス対象資産からの収入のうち「金利のみのストリップ債権」の分離処理

さらに、契約上明記されたサービス業務報酬を超えるサービス対象資産からの収入については、次のような処理が求められている。

31) FAS140 第 364 項(Current Text F35 第 403 項)。

32) FAS140 第 13 項(Current Text F35 第 102 項)。

契約上明記されたサービス業務報酬を超える，サービス対象資産から生じる将来の利息収益に対する権利を区別して会計処理を行う。これらの権利は，サービス資産ではない，それらは金融資産であり，事実上，FAS140 第 14 項（Current Text F39 第 108 項：financial assets subject to prepayment）に従って処理すべき金利だけのストリップ債権（interest-only strips）である³³⁾。

このような文章を読むと，契約上明記されたサービス業務報酬を超える，サービス対象資産から生じる将来の利息収益の権利とは，サービス業務報酬の定義と比較すると，その他の収益である，延滞金とフロート等とも思われる。しかし，これらは，過去の実績に基づく確率論で推定値は計算できるものの，延滞という将来事象の発生又は浮いた資金の運用によって初めて生じるものであり，金融資産であるサービス対象資産から一義的に生じるものとはいえないことから，サービス対象資産から生じる将来の利息収益の権利ではないと解される。そうであるならば，この金利のみのストリップ債権は，債権取得時と譲渡時の間の市場利率の低下又は譲渡人の保証若しくは譲渡人の劣後部分の引き受けによる，債務者からの受取利息と譲受人への支払利息との利率差から生じるストリップ債権と解される。

この金利のみのストリップ債権は，債権の未譲渡部分であり残存部分であるから，現在価値である時価で按分した帳簿価額（この場合の時価は，将来キャッシュ・フローの現在価値と解される。）で記録するとともに，現金の入金により，帳簿価額部分を回収するとともに，期間経過に伴う利息相当額が実現していくものと解される。

このような金利のみのストリップ債権が発生する債権譲渡契約には，譲渡若しくは証券化した原債権の金額及びその受取利率と譲受人の元本及び受取利率が記載され，2 つの利率に差がある場合に，サービス業務契約には，原債権の残高等に対する報酬率が記載され，報酬は当該利子率差の一部又はすべてで賄われることが記載されているものと思われる。利子率の差から報酬率を差し引いたものが，金利のみのストリップ債権の源泉である³⁴⁾。

なお，このストリップ債権の分離処理は，FAS140 で要求されるようになった³⁵⁾ ため，それ以前の FAS125 の時代は，この部分はサービス資産に含まれて処理されていたと解される。

さらに，サービス資産の処理については，次のような過去の経緯がある。FAS65 は，ローン創出活動を通して取得された不動産抵当権付ローンの回収サービス権のコストを区分して資産化することを禁じていた（購入取引により取得したものは，ローンのコストの一部を回収サービス権に

33) FAS140 第 63-e 項（Current Text F35 第 106-e 項）。

34) 荻茂生 2003 年 19 頁に，リボルビング型短期金銭債権の留保サービス資産とストリップ債権の計算の設例が提示されている。これは，FASB スタッフ作成資料に基づき一部修正を加えたものと説明されている。

35) FAS140 第 287 項。

按分することが要求されている。)。不動産抵当権付ローンの金融機関は、しばしば、ローン創出活動を通して取得し回収サービス権を留保する当該ローンの譲渡に関し会計上損失を報告していた。それは、回収サービス権のコストとローン自体のコストを譲渡金額から控除していたためである³⁶⁾。FAS122（1995年）は、ローン創出活動を通して取得された不動産抵当権付ローンの回収サービス権と購入取引により取得したものの会計処理の区別をとりやめた³⁷⁾。

5. 米国基準におけるサービス負債の内容に関する検討

FAS140におけるサービス負債の認識については、前掲のとおり「サービス提供の便益が、サービスの回収サービス業務遂行に対し適正な報酬を支払うことが期待されない場合、当該サービス契約はサービス負債となる³⁸⁾」とされている。サービス資産の場合と表現は少し異なるが、実質的には同一と解される。すなわち、回収サービス業務収入が適正な報酬すなわち時価を下回る場合、両者の差額の時価をサービス負債として認識する。譲渡債権とサービス業務報酬の時価が測定可能で、かつ、サービス業務報酬が時価よりも低く設定される場合、取引を熟知した第三者である当事者間の等価交換を前提にすれば、サービス業務報酬が時価を下回る金額だけ債権の譲渡金額は時価と比べ高く設定され、入金することになる。したがって、当該差額は、サービス業務報酬額から債権譲渡金額に振り替えたものと解され、実質的な債権の譲渡金額を適正に計算するためには、契約上の譲渡金額からその差額を差し引く必要がある。債権譲渡時に債権の譲渡金額の一部として入金する当該差額は、将来提供する回収サービス業務の対価であり、その前受金又は前受収益と解するのが適切と考えられる。これは新たな負債であり、入金額である譲渡契約締結日の時価で測定し計上することになる。この考え方は、金融商品会計実務指針の考え方と同一である。

さらに、FAS140の結論の背景では、不動産抵当権付ローンの回収サービス権の説明において、「サービスが通常の回収サービス業務報酬を下回るキャッシュ・フローを受け取ることを期待するか、その企業の回収サービス業務コストが通常のコストを上回るならば、負債が認識される³⁹⁾」と述べられている。このうち前者は、上記回収サービス業務にかかる報酬額の設定に関わるものであり、前受金又は前受収益となるものである。後者は、「もし、通常の回収サービス業務報酬が、不動産抵当権付ローンの見積存続期間の見積回収サービス業務コストを下回ると予測されるならば、当該ローンの回収サービス業務の見積損失は、その日に発生している⁴⁰⁾。」

36) FAS122 第17項

37) FAS122 第10項、第18項

38) FAS140 第62項(Current Text F35 第105項)。

39) FAS140 第276項

40) FAS65 第11項

という考え方に基づいている。具体的には、回収サービス業務の報酬は、通常の報酬と同一であるが、そのコストが通常の報酬に見込まれるコストを上回る場合、契約によりコミットした回収サービス提供に係る義務として当該差額を引き当てる必要があるという意味と解される。これは、サービスのスキル・ノウハウが劣ることから生じるものと解される。したがって、通常の回収サービス業務報酬を下回るキャッシュ・フローを受け取る場合の負債と回収サービス業務コストが通常のコストを上回る場合の負債の性質は異なる。そして引当ての場合、厳密に言えば、その償却額は回収サービス業務コストの控除項目として計上すべきと考えられる。なお、損益への影響は同一である。

サービス負債は公正価値に基づき債務が増加しているか否か評価しなければならないという⁴¹⁾、当初認識後の会計処理を考慮すると、いずれも、回収サービス業務負債として同様に処理するように思われる。これは、わが国の会計処理と同様である。

6. サービス資産又はサービス負債の償却

金融商品実務指針では、「回収サービス業務資産又は負債について、サービスの対象となる残高又は件数に比例して、サービス期間にわたり償却する」とし、サービス提供に応じて償却することを求めている。これに対し米国基準では、「見積サービス業務純利益(サービス業務収益がサービス業務原価を超える場合)又は見積サービス業務純損失(サービス業務原価がサービス業務収益を超える場合)に比例してその期間にわたって償却する」としており、純損益の調整額と明確に位置付けている。このように日本基準と米国基準では償却基準の表現が異なっている。しかし、サービスの提供内容と見積損益の発生が対応している場合には、償却額は一致する。

米国基準ではサービス資産又は負債は、回収サービス業務を提供しなければ、入金しない又はサービス提供義務が解除されないという法的契約形式に着目して、見積サービス業務純損益に対応させて償却するが、厳密には、3で述べたように、その発生原因に応じて処理する考えの方が、経済実態を適切に反映するように思われる。すなわち、サービス資産の経済実態は、債権の未引渡部分又は留保部分の帳簿価額と解されるから、入金に応じて、譲渡損益(譲渡人が、譲受人又はその代理人と回収サービス業務契約を締結している場合)又は元利の入金(譲渡人が、譲受人から独立した特別目的会社と回収サービス業務契約を締結している場合)として認識する。また、サービス負債は、将来提供する回収サービス業務の前受金若しくは前受収益である場合には、サービスの提供に応じて収益に振り替え、引当金である場合には、その戻し入れとして回収サービス業務コストから減額する。

41) FAS140 第13項(Current Text F35.102)

7. 債権譲渡に伴うサービス資産及びサービス負債の設例と仕訳による理解

(1) 回収サービス業務の対価が、通常得べかりし報酬と同額の場合

例えば、債権の帳簿価額が 800 のときに、現金 1,000、実際の契約上の回収サービス業務報酬額が 100、サービサー市場から入手できる通常得べかりし報酬額も 100 とする。実際の回収サービス業務報酬額 100 と通常得べかりし報酬額 100 との差額はゼロである。したがって、回収サービス権の時価はゼロであり、サービス資産もサービス負債も発生しない。

譲渡価額は 1,000 となり、留保部分はないため、債権の簿価 800 は譲渡原価となるから、譲渡利益は 200 となる。仕訳で表せば次のとおりである。

借方		貸方	
現金	1,000	債権	800
		譲渡利益	200

なお、上記前提に加え、譲渡人の債権回収率が標準的なサービサーよりもよい場合、回収超過額の一部（たとえば、10）をサービサーに分与する場合、それは、譲渡人の超過収益力としての自己創設のれんであるから、当該報酬は、回収サービス業務の提供に従って、認識すればよいことになる。

(2) 回収サービス業務の対価を通常得べかりし報酬より多く受取る場合

(1) をベースに、譲渡価額を 100 減らす（対応する譲渡損益も減少する。）ため、回収サービス業務に係る契約額を現在価値で 100 だけ増加させ将来価値で 210 とした場合、当該報酬額は通常得べかりし報酬 100 を、現在価値で 100 だけ超過する。この超過額が時価と解される。債権の引き渡しとその対価とは等価交換であるから（したがって、譲渡利益 100 を単純に回収サービス業務報酬に移すことはできない。）、これに対応して、現金による受取りは 1,000 から 100 減少することになる（正確には将来受け取ることになるものの現在価値が 100 である。そこで、その将来価値である管理回収サービスに係る契約額の増加を 110 とする。）。その結果、現金 900、回収サービス業務の時価 100 という前提となる。

この結果、譲渡価額は 900 となり、債権の簿価を時価で按分すると、譲渡部分は $800 \times 900 / (900 + 100) = 720$ 、残存部分は、将来提供する回収サービス業務の対価という形を取った債権の未引渡部分の簿価 80 である。したがって、譲渡利益は 180 となる。仕訳で表せば次のとおりである。

借方		貸方	
現金	900	債権(全額)	800
サービス資産 (未引渡債権)	80	譲渡利益	180

このサービス資産は、むしろ未譲渡部分の債権として入金時に、入金割合に応じて、債権の部分譲渡の認識を行う方法と入金に応じて未引渡債権の元利の入金として処理する方法(契約関係により選択することになる。)があり、この方が経済実態を適切に開示することになると考える。

(3) 回収サービス業務の対価を通常得べかりし報酬より少なく設定する場合

1の前提条件を修正し、債権譲渡契約上の譲渡利益を60増やすため、回収サービスに係る契約額が現在価値で60減少するようにした場合、債権の引き渡しとその対価とは等価交換であるから、これに対応して、債権譲渡に伴う現金による受取りは60増加することになる。その結果、現金1,060、回収サービス業務の権利の時価は、マイナスの60という前提となる。現金の追加入金額60は、回収サービス権の対価の現在価値が時価よりも低く設定されているため、回収サービス業務の前受金又は前受収益部分であり、新たな負債と考えられる。したがって、譲渡価額は $1,060 - 60 = 1,000$ となり、債権の帳簿価額800を譲渡原価に振り替え、譲渡損益は、200となる。仕訳で表せば次のとおりである。

借方		貸方	
現金	1,060	債権	800
		サービス負債(前受収益)	60
		譲渡利益	200

この前受金又は前受収益は、サービスの提供に応じて償却して収益に振り替えることになる。

(4) サービス対象債権が債務不履行を起こしたため、サービス業務コストが増加する場合

譲渡時の通常得べかりし収益100獲得のためのコストが80見込まれていたのに対し、その後、(3)の譲渡債権が債務不履行を起こしたため、サービス業務コストが増加し160になることが見積もられる場合、コストが $160 - 80 = 80$ 増加することになる。その時点で次のような仕訳を記録することになる。

借方		貸方	
サービス業務費用	80	サービス負債(引当金)	80

8. 結 論

債権譲渡時に回収サービス権が譲渡人に残るときに、回収サービス業務に係る実際の収益の額が、通常得べかりし収益の額（時価と解される。）と等しい場合、サービス資産もサービス負債も発生しない。実際の収益の額が、通常得べかりし収益額を上回る場合、その超過額の時価と譲渡部分の時価で、譲渡債権の帳簿価額を按分し、留保部分であるサービス資産の簿価を算定することによって譲渡損益が適正に計算される。実際の収益の額が、通常得べかりし収益額を下回る場合、その差額の時価をサービス負債として計上するとともに、譲渡金額の計算において、現金等他の資産の受取額から当該金額を控除することによって、譲渡損益が適正に計算される。

サービサーが多くなり、回収サービス業務報酬の時価が入手若しくは合理的に算定でき、競争のある場合、実際の報酬額は、時価に収斂していくはずである。そうであるならば、時価を超過した額は、譲渡代金からの一部振り替えと解され、未引渡しの債権部分である留保部分と解される。これは、入金により回収される。また、債権は時価で譲渡されるが、譲渡人の回収成績が通常のサービサーよりもよいため、その回収超過額の一部を譲渡人に配分する結果、時価よりも高い報酬となることが想定される。この場合の差額は、譲渡人の高品質のサービスに係る自己創設のれんであり、譲渡損益の修正となるサービス資産として認識すべきものではなく、厳密には、サービスの提供に応じて収益認識すべきものと考えられる。さらに、譲渡人がサービサーとして、市場の歪み・不透明性等から生じた、時価よりも高い報酬額を得ることが想定されるが、この場合もサービス資産は認識せず、サービスの提供に応じて認識すべきものであろう。このような考え方は、譲渡債権の時価が一義的に測定できることが前提となる。

原債権からの受取利率と譲受人へ譲渡した債権又は債券の支払利率との間に差がある場合、これがサービス資産の財源となりうるが、このうち、回収サービス業務報酬の時価を超える部分は、FAS140 で要求されているように金利のみのストリップ債権である留保部分として計算すべきであろう。しかし、これを突き詰めていくと、上述の通りサービス資産の発生する余地はなくなるように思われる。

報酬額が時価を下回る場合の差額から生じるサービス負債は、回収サービス業務の前受金又は前受収益と考えられる。サービサーの回収サービス業務コストが通常のコストを上回る場合、引当てが必要となるが、現行会計基準のもとではサービス負債として処理されることになると解される。

なお、わが国では回収サービス業務の歴史が浅いため、債権譲渡に伴う回収サービス業務の報酬がゼロの場合があるようであるが、この場合には、債権譲渡時に将来発生するコストを見

積り、引き当てる必要があると考える⁴²⁾。

サービスの対象となる残高又は件数に比例して、サービス期間にわたり償却するサービス資産・負債(サービス資産の償却はサービス業務コストへの追加、サービス負債はサービス業務収益への追加として処理するように解される。)には、前述のとおり回収サービス業務とは無関係なもの、性質の異なるものが含まれているように思われる。このような厳密な考え方は、金融及び回収サービスに関し活発かつ透明性の高い市場があり、時価は一物一価を前提としている。しかし、現実には、金融商品に裁定取引が存在するように市場に歪みが存在し、一物多価も存在しうるので、このような金融市場の実態を考慮すれば、現行のサービス資産及びサービス負債の会計処理は、各要素に重要性がない場合、実務上の処理として容認されうるかもしれない。

おわりに

このテーマは、2003年秋に金融資産の消滅と回収サービス権等の認識、そして、その後のサービス提供・回収の事例を作成したときに、古巣の監査法人トーマツの若いパートナーと議論したものが基盤となっている。金融機関に詳しい園生裕之 CPA から、債権は時価で譲渡されるが、譲渡人の回収成績がよい場合、その回収超過額の一部を譲渡人に配分する結果、時価よりも高い報酬があり得るというアイデアを、また、債権の流動化に詳しい佐藤嘉雄 CPA から債権の譲渡の際の未入金部分は未引渡であるというアイデアをいただいた。また、米国基準に詳しい荻茂生 CPA から、様々な示唆をいただいた。さらに、ゼミの学生からのサービス資産及び負債はよくわからないというコメントも、いろいろ考える原動力となった。

このようなことを考えているときに、藤田敬司教授より、退官記念号に何か書きませんかとお誘いがあり、このささやかな論文は生まれた。教授がサラリーマン時代、決算策定の責任者を務められていたときに、筆者は公認会計士として、教授とその有能な部下の方々と様々な議論を行った。そして、教授とは今も会えば議論する仲であり、実務経験に基づく貴重な示唆をいただいていた。

みなさまに心から感謝の意を表したい。

金融商品に係る会計基準の設定に係る意見書，1999年1月

金融商品に係る会計基準，1999年1月

金融商品会計に関する実務指針 2000年1月，最終改正 2002年9月

「証券化と SPE 連結の会計処理 - 金融商品のオフバランス取引を巡る実務」荻茂生，中央経済社，2003年8月

「金融商品会計論 - キャッシュフローとリスクの会計」吉田康英，税務経理協会，2003年11月

42) FAS140 第 64 項に、例示が示されている。

- 「事例で解る会計基準と税務」会計・税務実務研究会編集，第一法規，2003年12月
FASB Current Text 2002 / 2003 Edition Volume
Statement of Financial Accounting Standards No. 140 “Accounting for Transfer of Financial Assets and Extinguishments of liabilities”, September 2000
Statement of Financial Accounting Standards No. 122 “Accounting for Mortgage Servicing Rights” (an amendment of FASB Statement No. 65), May 1995
Statement of Financial Accounting Standards No. 65 “Accounting for Certain Mortgage Banking Activities”, September 1982
International Accounting Standard 39 “Financial Instruments: Recognition and Measurements” Revised in 2004